

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第8級に該当するとして、障害等級第11級として認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、介護老人ホームにおいて清掃作業を終了し、用具の片付けを行っている際に転倒し、腰部を負傷した。同日、A病院を受診し、「第11胸椎圧迫骨折」と診断され、その後B病院等に転医しながら加療を続け、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

前屈体位が困難で、生活上不便がある。布団、物の持ち上げ、床の物を拾う等には荷重障害もあり、支えとするためコルセット装着が必要である。座位保持時に腰の力を抜くと、腰に痛みがあり、仰向けになると背中に痛みがあるため、障害等級第11級は納得できない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) エックス線写真において、第11胸椎圧迫骨折による、椎体の圧潰変形の残存が認められ、前方椎体高の減少率は、後方椎体高の50%未満であった。
- (2) 医証及び監督署における可動域角度測定において、腰椎部の運動範囲に可動域制限が認められたが、動作時に強く痛みを訴えていることから、強度の疼痛によるものと判断し、可動域制限を生じる程度であることから、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第12級の12）に該当する。
- (3) 以上から、同一の事由により、せき柱の変形障害と負傷部位の神経障害が生じていることから、上位等級であるせき柱の変形障害と取扱い、「せき柱に変形を残すもの」（障害等級第11級の5）に該当するものと判断した。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人に残存する障害

ア せき柱の変形障害は、せき柱1個の椎体圧迫骨折による圧潰変形が生じているものであり、変形の程度は、前方椎体高が後方椎体高の50%未満に減少しており、「せき柱に変形を残すもの」（障害等級第11級の5）に該当する。

イ せき柱の運動障害は、せき椎圧迫骨折等を確認でき、体幹前屈・後屈の可動域が参考可動域角度の2分の1以下に制限されたものと認められるため、「せき柱に運動障害を残すもの」（障害等級第8級の2）に該当する。

ウ せき柱の頸部、胸部または腰部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で認

定することから、請求人に残存するせき柱の障害は、「せき柱に運動障害を残すもの」  
（障害等級第8級の2）に該当する。

エ 請求人に残存する胸腰部の神経障害の程度は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」  
（障害等級第12級の12）に該当する。

(2) 結論

以上から、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、いずれか  
上位の等級により認定することから、請求人に残存する障害の程度は、「せき柱に運動障害  
を残すもの」（障害等級第8級の2）に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第11級に応じる障害補償給付を  
支給する旨の処分は、取り消されるべきである。